

グリーンインフラ推進助成事業の検討について

1. 背景

- 本市では緑化重点地区内の民有地を対象として、建築物緑化助成事業（屋上緑化・壁面緑化）と街かど緑化助成事業（接道部緑化）を実施しているが、事業開始から 20 年以上が経過しており、近年の緑化技術の進歩や社会のニーズに合わせて、制度を見直す必要がある。
- 仙台市基本計画等の上位計画では、グリーンインフラの充実したまちづくりを目指していることから、制度見直しにあたってはグリーンインフラの推進を目的としたものとする。
- 本市では現在、せんだい都心再構築プロジェクトが展開されており、ビル建替え促進の契機を捉えて、都心部においてはより重点的にグリーンインフラを推進できる制度とする。

- ・ 建築物緑化助成事業
- ・ 街かど緑化助成事業

制度見直し・統合

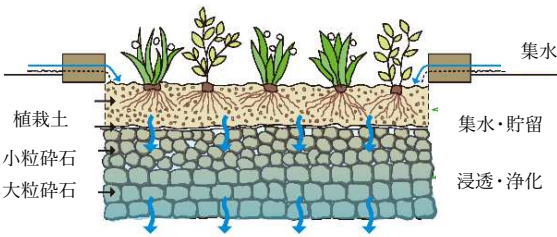

グリーンインフラ推進助成事業

2. 新事業（案）のポイント

(1) 助成対象の拡充

助成対象に「雨庭」と「屋内緑化」を新たに追加する。

- ・ 雨庭は雨水流出抑制に効果的である
- ・ 屋内緑化は冬季でも利用しやすい緑の滞留空間となり、寒冷地において効果的である

雨庭	屋内緑化
<p>周囲からの集水構造を有し、かつ碎石層の整備等により高い浸透能力をもつ植栽地</p>  <p>植栽土 小粒碎石 大粒碎石</p> <p>集水 集水・貯留 浸透・浄化</p>	<p>広く一般に開放され、滞留機能が認められる場所における緑化</p> 

(2) 助成金額の拡充

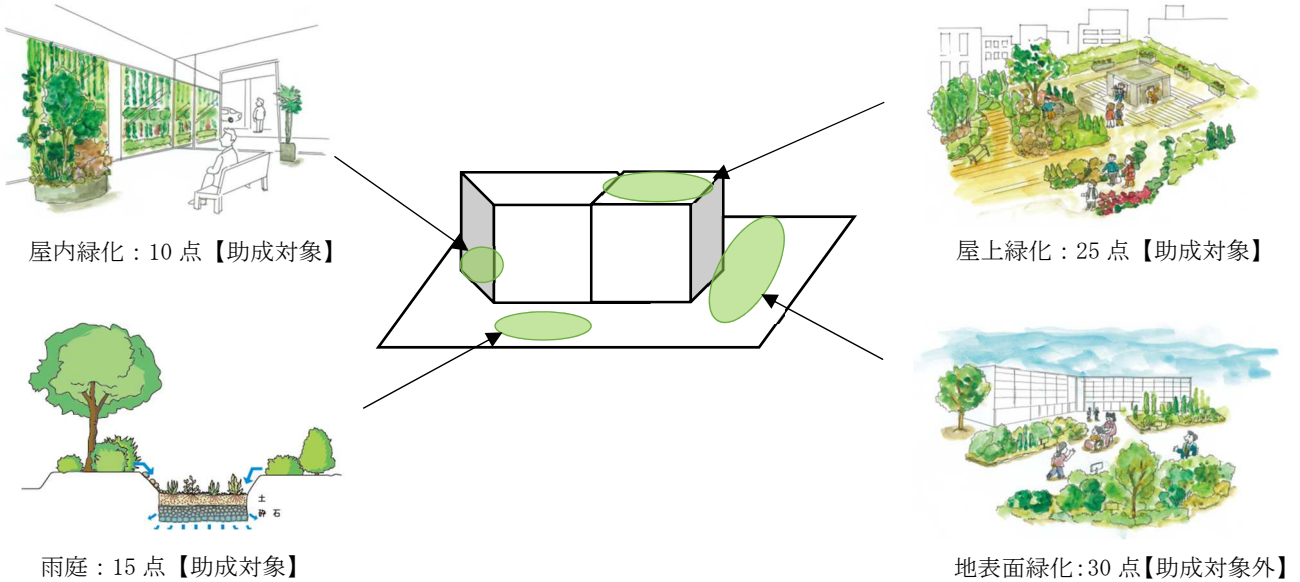
① 助成額の見直し

現行制度	新制度
<p>対象費用の 1/2 を助成 上限額は次の通り 屋上緑化：5 万円/㎡以下で合計 300 万円まで ※公開度に応じて金額減少 壁面緑化：4 千円/㎡以下で合計 210 万円まで 接道部緑化：10 万円まで</p>	<p>対象費用の 1/2 を助成 上限額は合計 500 万円 例 1) 屋上緑化に 500 万円の助成 例 2) 雨庭に 300 万円、屋内緑化に 200 万円助成 ※ただし、接道部緑化は上限 50 万円とし、かつ他の緑化手法と併せた実施を条件とする 1 ㎡あたりの上限額は設けない ※ただし、公共工事の基準に拠り金額を精査する</p>

②質の高い緑化へのインセンティブ

質の高い緑化（評価基準で80点以上）を条件として、助成上限額をアップする。
 （仙台都心部緑化重点地区限定。都心再構築プロジェクトとの相乗効果を図る。）

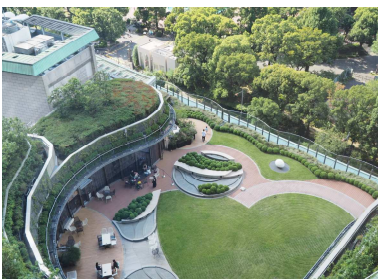
【イメージ】敷地全体で80点→上限額アップ



(3) 助成条件の見直し

緑の機能を効果的に発揮する緑化（グリーンインフラ）を推進するための条件を設定。

緑化手法	条件
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 暑熱緩和機能を高めるため、セダム等による薄層緑化は対象外とする ● 公益性の高い空間とするため、広く一般に開放されること
壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑視率向上のため、道路に面した地上高10m以下の場所であること
接道部緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑視率及び暑熱緩和のため、中高木を植栽すること



一般開放された屋上緑化



道路（歩道）に面した壁面緑化



木陰をつくる接道部緑化

※内容は調整中